

きりん教室 よしのがわにおける洪水時等の避難確保計画

第1節 総則

1 目的

第1条 きりん教室 よしのがわの洪水時等避難確保計画は、水防法の規定に基づき、施設における洪水等から施設利用者（以下「利用者」という。）及び職員等の生命、身体及び財産を保護するため、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

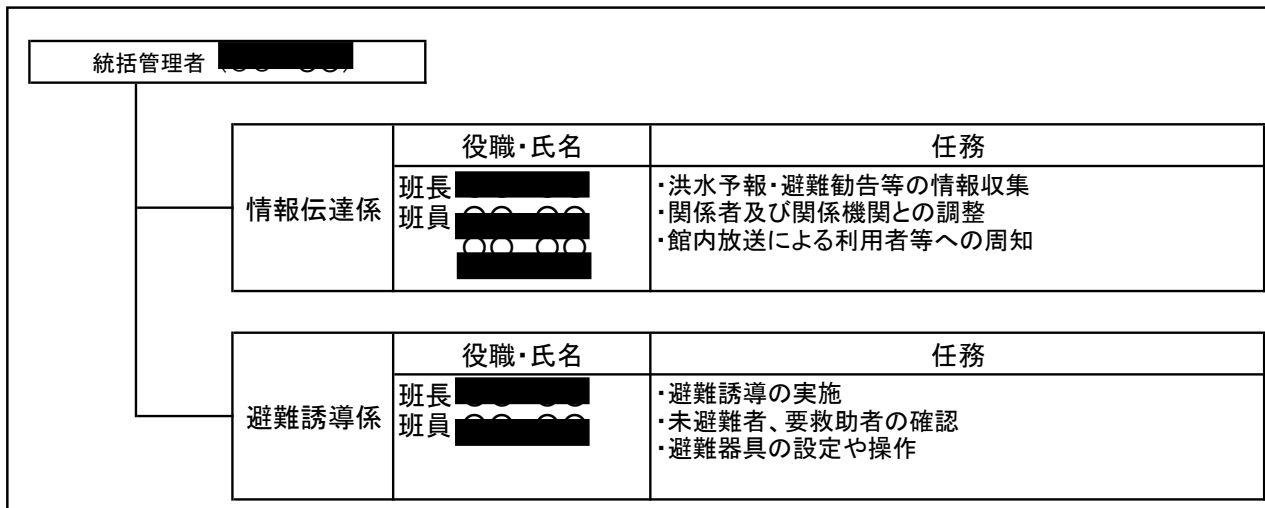
2 避難確保計画の適用範囲

第2条 この避難確保計画は、施設の勤務者及び利用者など、施設を利用する全ての者に適用する。

第2節 自衛水防組織

1 自衛水防組織と役割分担

第3条 きりん教室 よしのがわの自衛水防組織として、施設長(管理者)を統括管理者とし、次の任務分担による組織活動を実施する。



2 自衛水防組織員の防災教育及び訓練

第4条 自衛水防組織の班員に対しては、新規採用時や異動等の新任時において、防災に係る研修を受けさせるとともに、年1回以上、自衛水防組織を活用した避難訓練を実施する。

第3節 防災体制

1 洪水時の防災体制

第5条 洪水時においては、次の防災体制をとるものとする。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報(吉野川氾濫注意情報)発表 ・吉野川が氾濫注意水位到達 ・大雨洪水注意報発令	・洪水注意報等の情報収集 ・統括管理者への情報の報告	・情報伝達係

体制			
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令(市町村) ・洪水警報(吉野川氾濫警戒情報)発表 ・吉野川氾濫警戒情報 ・吉野川が避難判断水位超過 ・大雨洪水警報発令	・気象情報等の情報収集	・情報伝達係
		・使用する資機材の準備	・避難誘導係
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示(緊急)又は避難勧告の発令 ・吉野川氾濫危険情報発表 ・吉野川が氾濫危険水位超過	・保護者への連絡	・情報伝達係
		・周辺住民への事前協力依頼	・情報伝達係
		・避難に時間を要する人の避難開始(避難準備・高齢者等避難開始発令時)	・避難誘導係
		・避難誘導	・全職員で対応

2 情報収集及び伝達

第6条 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット 徳島気象台ホームページ(http://www.jma-net.go.jp/tokushima/)
洪水予報、水位到達情報	インターネット(国土交通省(川の防災情報)、県(徳島県県土防災情報管理システム))、すだちくんメール
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)	テレビ、ラジオ、インターネット、緊急速報メール

第7条 情報の伝達については、情報伝達係が主として次の事項に定める伝達等を実施する。

- 2 情報については、自衛水防組織統括管理者に連絡するとともに、施設の緊急連絡網などを活用し、施設内関係者情報共有を行う。
- 3 警戒体制の際、避難準備・高齢者等避難開始が発出され、避難を開始する際には、「利用児一覧表(保護緊急連絡先)」に基づき、ダイレックス鴨島店跡地に避難する旨を連絡する。
また、吉野川市防災対策課(防災部局)へも連絡する。
- 4 避難完了後、吉野川市防災対策課へ完了した旨を連絡する。また、避難箇所周辺の状況を確認し、保護への引き渡しが可能と判断される場合には、「利用児一覧表(保護者緊急連絡先)」に基づき、引渡しを行う旨を連絡する。

第4節 避難誘導等

1 避難誘導

第8条 避難場所については、ダイレックス鴨島店跡地(吉野川市鴨島町麻植塚堂床南252-1)とする。

第9条 周辺の浸水の状況や利用者の健康状況、水位の急激な上昇等について情報収集を行い、上記避難箇所への避難が困難な場合には、できるだけ高い所に避難を行う。

第10条 避難箇所への順路については、あらかじめ別途定めておくこととし、施設内に掲示し情報の共有を図る

第11条 避難箇所への避難については、原則歩行とし、避難誘導に際しては、拡声器を使用、誘導員を配備する。車による移動を行う場合は、市町村(防災担当部局)と経路等について確認の上、実施する。

2 避難の確保を図るための設備等の配備

第12条 情報収集・伝達及び避難誘導に使用する設備等については、次の通りとする。なお、これら資機材については、日頃からその維持管理に努める。

収集する情報	収集方法
情報収集・伝達	ラジオ、携帯電話、懐中電灯
避難誘導	名簿(職員・利用者)、携帯電話、懐中電灯、一時避難のための食料・水

の被

り、

]

者

者

